

# 新保育所保育指針について

- 第1章～第7章で構成、保育所における保育の内容を定める
- 厚生労働大臣告示(平成20年3月28日公布)

## 第2章 子どもの発達

保育士等が子どもの発達及び生活の連続性に配慮して保育するため、乳幼児期の発達の特性や発達過程について示す

1. 乳幼児期の発達の特性
2. 発達過程

## 第7章 職員の資質向上

質の高い保育を展開するために必要となる職員の資質向上について、施設長の責務を明確化するとともに研修等について示す

1. 職員の資質向上に関する基本事項
2. 施設長の責務
3. 職員の研修等

## 第3章 保育の内容

乳幼児期の子どもが身につけることが望まれる心情、意欲、態度などの事項及び保育士等が行わなければならない事項等、保育所における保育の内容を示す

1. 保育のねらい及び内容
2. 保育の実施上の配慮事項

## 第1章 総則

保育所保育指針の基本となる考え方と全体像を示す(2章以下の根幹を成す)

1. 趣旨
2. 保育所の役割
3. 保育の原理
4. 保育所の社会的責任

## 第6章 保護者に対する支援

保護者支援の原則や基本を踏まえ、保育所の特性を生かした入所児の保護者への支援及び地域の子育て支援について示す

1. 保育所における保護者に対する支援の基本
2. 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援
3. 地域における子育て支援

## 第4章 保育の計画及び評価

計画に基づいた保育の実施のため、「保育課程」及び「指導計画」を明確化するとともに、保育の質の向上の観点から、保育所や保育士等の自己評価について示す

1. 保育の計画
2. 保育の内容等の自己評価

## 第5章 健康及び安全

子どもの生命の保持と健やかな生活の基本となる健康及び安全の確保のため、保育所において留意しなければならない事項について示す

1. 子どもの健康支援
2. 環境及び衛生管理並びに安全管理
3. 食育の推進
4. 健康及び安全の実施体制等

## 「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」(平成20年3月28日公表)の推進

### 1 保育実践の改善・向上

～養護及び教育を一体的に行うという保育所における保育の特性を生かしつつ、常に保育の内容や方法を見直し、その改善・向上が図られるようにする。～

#### ① 自己評価の推進

国は、保育現場における自己評価が円滑に実施され、養護と教育の充実が図られるとともに、当該自己評価を基盤とした客観的な第三者評価にも資するよう、保育士等及び保育所の自己評価に関するガイドラインを作成する。

##### 【現在の国における取組状況】

- 現在行っている調査研究の結果を受けて、自己評価に関するガイドラインを策定する予定。

#### ② 保育実践の改善・向上に関する調査研究の推進

国は、事業者や民間団体等が行う保育実践上の課題に関する調査研究の支援に努めるとともに、当該研究成果の活用を図る。

都道府県及び市町村においても、事業者や民間団体等が行う保育実践上の課題に関する調査研究を支援するとともに、当該研究成果の活用を図ることが望ましい。

##### 【現在の国における取組状況】

- 新保育所保育指針に基づく保育実践のためのDVDを作成し、各自治体に配布し、各地で行われる研修等に活用。

#### ③ 情報技術の活用による業務の効率化

市町村は、情報技術の活用等を通じた保育所における業務の効率化のため、必要な措置を講じることが望ましい。

#### ④ 地域の関係機関等との連携

市町村は、各地域の実情等に応じ、保育所が、地域子育て支援拠点、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ、要保護児童対策地域協議会など地域の関係機関等と積極的な連携及び協力を図ることができるよう、必要な支援を行うことが望ましい。

※ 都道府県・市町村が行うべき事項については、周知伝達済み。

## 2 子どもの健康及び安全の確保 ～保育所が、子どもが健康で安全に生活できる場となるようにする。～

### ① 保健・衛生面の対応の明確化

国は、保育所において感染症やその疑いが発生した場合の迅速な対応や、乳幼児の発達の特性に応じた健康診断の円滑な実施等の観点から、保育所における保健・衛生面の対応に関するガイドラインを作成する。

#### 【現在の国における取組状況】

- 現在行っている調査研究の結果を受けて、保育所における保健・衛生面の対応に関するガイドラインを策定する予定。

### ② 看護師等の専門的職員の確保の推進

国は、保育所における体調不良の子どもへの対応など健康面における対策の充実を図るため、看護師等の専門的職員の確保に努める。

#### 【現在の国における取組状況】

- 入所児童の健康・安全管理を充実させるほか、配慮が必要な子どもに対応するなど、保育所の機能の充実を図るため、保育所へ計画的に看護職員を配置する旨の来年度予算概算要求を行った。（定員121人以上施設を対象）

### ③ 嘱託医の役割の明確化

国は、子どもの健康支援等に当たって嘱託医が十分にその役割を果たせるよう、嘱託医の業務を明確化する。

#### 【現在の国における取組状況】

- 現在行っている調査研究の結果を受けて、嘱託医の業務の明確化を含めて検討予定。

### ④ 特別の支援を要する子どもの保育の充実

都道府県及び市町村は、障害のある子どもをはじめ特別の支援を要する子どもの保育に関して、保育所と地域の関係機関等との連携が適切に図られるよう、必要な支援を行う。

### ⑤ 地域の関係機関等との連携

市町村は、保育所が、要保護児童対策地域協議会や母子保健連絡協議会など地域の関係機関等と積極的な連携及び協力を図ることができるよう、必要な支援を行うことが望ましい。

※ 都道府県・市町村が行うべき事項については、周知伝達済み。

### 3 保育士等の資質・専門性の向上

～保育士等の資質や保育の専門性を高め、保育所において質の高い人材を確保する。～

#### ① 保育所内外の研修の充実

国は、保育所が、保育所内外の研修に積極的に取り組めるよう、保育所の職員に対する研修を体系化したガイドラインを作成する。  
都道府県及び市町村は、上記ガイドラインを参考にし、保育所の職員に対する研修内容の充実を図るとともに、外部の専門家を恒常的に保育所が活用できる体制を整えるなど研修体制の充実を図ることが望ましい。

##### 【現在の国における取組状況】

- 現在行っている調査研究の結果を受けて、保育所の職員に対する研修を体系化したガイドラインを策定する予定。

#### ② 施設長の役割の強化

国は、保育所の役割や社会的責任を遂行する施設長の責務にかんがみ、施設長の資格要件の明確化について検討する。

##### 【現在の国における取組状況】

- 現在、施設長に求められる役割などを踏まえ、検討中。

#### ③ 保育士の専門性を高めるための資格や養成の在り方の見直し

国は、保育士が保育現場で求められる多様な課題に対応できるようにするため、保育士の専門性を高めるための資格や養成の在り方の見直しについて検討する。

##### 【現在の国における取組状況】

- 現在行っている調査研究の結果を受けて、保育士・保育士養成課程の在り方などについて検討する予定。

※ 都道府県・市町村が行うべき事項については、周知伝達済み。

# 保育所保育士の養成、研修等の現状

## 保育士養成

- 指定保育士養成施設(544か所)  
(大学、短大、専修学校等での所定の  
課程(2年以上)の履修)  
又は
- 保育士試験(都道府県が実施)に合格  
資格取得者 約49,000人(年間)

## 職員の資質向上

- 職員:知識技能の修得、維持向上の努力義務
- 施設:研修の機会の確保義務  
保育所内での研修のほか、保育団体、地方公共  
団体主催の研修会に参加

## 保育所勤務の保育士数(常勤換算)

306,253人(うち非常勤28,179人)

社会福祉施設等調査(H17年)

## 保育士養成課程(概要)

- 保育の本質・目的 (社会福祉、社会福祉援助技術、児童福祉、保育原理、養護原理、教育原理)
- 保育の対象 (発達心理学、教育心理学、小児保健、小児栄養、精神保健、家族援助論)
- 保育の内容・方法 (保育内容、乳児保育、障害児保育、養護内容)
- 基礎技能    ○保育実習    ○総合演習

計68単位以上